

# 江別市自治基本条例

**\*\* 条文と解説 \*\***

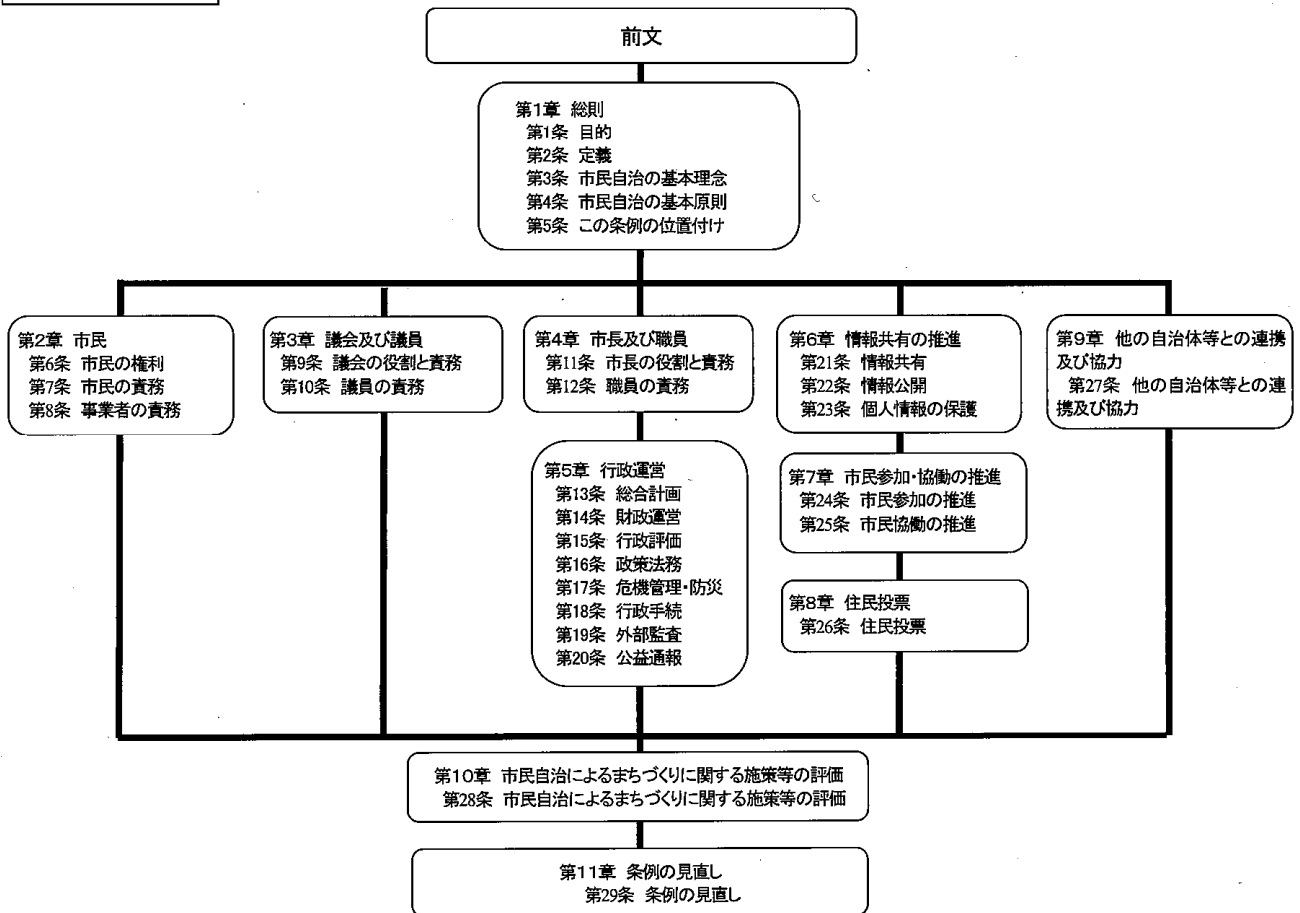


平成21年7月作成  
平成28年4月改訂  
平成30年3月改訂

# 目次

前文	2
第1章 総則 (第1条—第5条)	3
第2章 市民 (第6条—第8条)	5
第3章 議会及び議員 (第9条・第10条)	6
第4章 市長及び職員 (第11条・第12条)	8
第5章 行政運営 (第13条—第20条)	9
第6章 情報共有の推進 (第21条—第23条)	13
第7章 市民参加・協働の推進 (第24条・第25条)	15
第8章 住民投票 (第26条)	16
第9章 他の自治体等との連携及び協力 (第27条)	17
第10章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価 (第28条)	18
第11章 条例の見直し (第29条)	19
附則	19

## 全体の構成



## 前文

わたしたちは、豊かな流れの石狩川と原始の姿を今にとどめる森に囲まれたまち江別市に集いました。

江別市は、屯田兵らによって開拓され、恵まれた自然を生かした農業やれんが産業、川を利用した物資流通の拠点として栄えてきました。今日ではやきものの街としても知られ、また、道央圏において有数の文教都市として発展を遂げています。

わたしたちは、先人が切り拓き守ってきた自然と、たゆまぬ努力と英知によって興し育ててきた産業や伝統、培われた文化を受け継ぎ、未来の世代へ引き継いでいかなければなりません。

わたしたちは、江別市民憲章に掲げられた理念に沿って、命をはぐくむ水と緑の大きい自然と都市が調和しているこのまちの魅力を生かして、教養ある文化のまちを目指し、お互いを尊重し、支え合う地域社会を大切にする、人中心のまちづくりを進めていきます。

ここにわたしたちは、江別市の市民自治の基本理念と基本原則を掲げ、市民及び市それぞれの役割と責務を明らかにするとともに、市民自治の意識の高揚を図りながら、かけがえのない愛する郷土、個性あふれるまちを創るため、江別市の最高規範として、この条例を制定します。

### 【解説】

江別市自治基本条例は、市民自治によるまちづくりを進めるための理念や基本的なルールなどを定める条例です。

前文では、この条例の制定に当たっての背景、目的、基本理念、基本原則など、この条例の趣旨を明らかにするとともに、わたしたちが住み、生活している江別市の自然、歴史、伝統及び文化を未来の世代へ引継ぎ、人中心のまちづくりを進めていく決意を表現しています。

アイヌ語をまちの名の由来とする江別市は、古くからこの地を生活の場としていたアイヌの人々、原野を切り拓き、畑や道をつくり、江別市の今日の礎を築いてきた屯田兵や北越殖民社の人々など、多くの先人の手によって形づくられてきました。

「屯田兵らによって開拓され」の意味合いには、そうした江別の成り立ちに係わってこられた人々すべてが含まれています。

また、後段は、自治の主役としての市民の立場を明確にし、江別市の最高規範として、この条例が目指している理想を表しています。

江別市自治基本条例は、市民懇話会を中心として、市民が主体となって作り上げてきた条例ですので、前文には、ふるさと江別とこれからのまちづくりに対する市民の思いと言葉が込められています。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、江別市の市民自治の基本理念及び基本原則並びに自治運営の基本的な事項を定め、市民の信託に基づく議会及び市長等の役割及び責務を明らかにするとともに、市民自らが考え、行動する、市民自治を実現することを目的とする。

### 【解説】

江別市自治基本条例制定の目的として、市民自治の基本理念と市民自治を実現するための基本原則、並びに市民自治を進める上での基本的な事項を定めるとともに、市民から信託を受けている議会及び市長等と自治の主役である市民の役割と責務を明確にして、市民自治を実現することを表しています。

市民自治とは、より良いまちづくりや地域の課題解決に向け、市民一人ひとりが考え、行動することをいいます。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者又は市内で事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。
- (2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 市 議会及び市長等をいう。
- (4) まちづくり 暮らしやすく、魅力あるまちを実現するためのすべての公共的な活動をいう。
- (5) 協働 市民及び市が、それぞれの役割及び責任を理解し、互いに尊重しながら協力して取り組むことをいう。

### 【解説】

#### (1) 市民

ここでの「市民」は、江別市に住所がある人（外国人を含みます。）に限らず、江別市のまちづくりに関係が深いと考えられる市内で働く人や学校で学んでいる人、市内で事業所や店舗を設けて事業活動をしている法人や、自治会、NPO、ボランティア、市民活動団体などの団体も、広い意味で「市民」としています。

#### (2) 市長等

「市長等」とは、市長と、市長から独立して専門的な立場に立って仕事を行う各執行機関（教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会）をいいます。

#### (3) 市

「市」とは、市の議決機関である市議会と、執行機関の代表である市長及び各

執行機関をいいます。

#### (4) まちづくり

この条例での「まちづくり」とは、建物や道路、水道などのように、いわゆるハードを整備することだけでなく、福祉や教育、環境など、市民が、心豊かで、暮らしやすく、魅力あるまちにするための地域社会における公共的な活動すべてを意味しています。

また、「公共的な活動」とは、行政が担うものだけではなく、市民の福祉や生活環境の向上などを目的として、自治会、市民活動団体などにより行われる地域活動や、ボランティア活動、社会貢献活動などを広く含むものです。

#### (5) 協働

「協働」とは、市民や市が、お互いの立場と役割を理解しながら、地域社会の課題などを解決するために協力することをいいます。

#### (市民自治の基本理念)

第3条 市民一人ひとりが自治の主役として、市政に関する情報を共有し、自らの責任において主体的に考え、積極的にまちづくりに参加及び協働しながら、より良いまちづくりを推進することを市民自治の基本理念とする。

#### 【解説】

江別市の自治の主役は、一人ひとりの市民であることを明確に位置付けるとともに、江別市のまちづくりの基本的な仕組みである参加と協働を通じて、市民自らが主体となり、責任を持って考え、積極的に行動することが、市民自治を達成するための基本理念であることを定めています。

#### (市民自治の基本原則)

第4条 市民及び市は、次に掲げる基本原則に基づき、市民自治を実現するものとする。

- (1) 情報共有の原則 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有すること。
- (2) 市民参加・協働の原則 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりへの参加及び協働を進め、市は、それを尊重すること。
- (3) 信託と責任の原則 市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うこと。

#### 【解説】

市民自治の基本理念の実現と、その理念を具体化する上での基本原則として「市民と市との情報の共有」、「まちづくりへの市民参加と協働」、「市民の信託に基づく責任ある市政運営」を掲げています。

#### (この条例の位置付け)

第5条 この条例は、江別市の自治の基本を定める最高規範であり、市民及び市は、こ

の条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

- 2 市は、他の条例、規則等の制定及び改廃並びに法令等の解釈及び運用に当たっては、この条例の規定との整合を図らなければならない。

#### 【解説】

市民、議会、市長等は、自治基本条例を「江別市の自治の基本を定める最高規範」として位置付け、それぞれが誠実にこの条例の趣旨を尊重するという強い意志を持って、この条例の最高規範性を担保することを宣言しています。

また、他の条例や規則の制定や改正・廃止、法令等の解釈や運用を行う場合は、この条例の趣旨や規定されている内容との整合を図ることとしています。

## 第2章 市民

### （市民の権利）

第6条 市民は、市政に関する情報について知る権利を有する。

- 2 市民は、市政に参加する権利を有する。
- 3 市民は、まちづくりに関する意見を表明し、提案する権利を有する。

#### 【解説】

市民自治の基本理念と基本原則を実現するため、市民の権利として、法律等で認められているもののほか、政策の立案、実施、評価などをはじめとした市政に関する情報を知る権利や参加する権利があることを明らかにしています。

また、市民には、まちづくりに関する自分の考えを自由に述べたり、その考えを市に提案する権利があることを掲げています。

### （市民の責務）

第7条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、互いの活動の自主性及び自立性を尊重し、協力しながら市民自治によるまちづくりの推進に努めるものとする。

- 2 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つものとする。
- 3 市民は、市政に関する認識を深め、市と協働して地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする。

#### 【解説】

市民は、まちづくりの主体として、権利を主張するだけでなく、互いの自主性や自立性、権利を尊重し、他の市民や市と協力しながらまちづくりの推進に努めるとともに、まちづくりに参加する場合は、自分の発言と行動に責任を持つこととしています。

地方分権の時代を迎え、各自治体は地域の実情に合ったまちづくりを進めることが求められています。市民は市政に関心を持ち、地域の一員としてまちの発展に努め

ることが大切です。

<主な取組事例>

- ・パブリックコメントへの意見提出
- ・アンケート調査への回答
- ・出前講座の利用による情報取得
- ・防災訓練や避難所運営訓練等への参加

(事業者の責務)

第8条 事業者は、地域社会を構成する市民の一員としての社会的役割を認識し、地域社会との調和を図りながら市民自治のまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。

【解説】

事業者は、地域社会を構成する市民の一員としての権利と責務を有するとともに、活動の規模や事業活動に伴う地域への影響力などから、事業者としての役割に対する期待があります。

このため、事業者は、地域社会との係わりや地域社会活動への参加に関して理解を深めるとともに、法令遵守の徹底や環境の保全など、地域社会に貢献していく役割が望まれます。

なお、「事業者」には、株式会社などの営利法人だけでなく、学校法人や社会福祉法人などの公益法人も含まれます。

<主な取組事例>

- ・マイバッグ等持参促進及びレジ袋削減に関する協定を民間企業及び市民活動団体と締結
- ・民間企業等との災害時協力協定締結（応急物資の提供など）
- ・地域の見守り活動に関する協定を民間事業者と締結
- ・まちづくりに関する事業者の様々な寄附活動（金銭・物品・役務等）

### 第3章 議会及び議員

(議会の役割と責務)

第9条 議会は、選挙により信託を受けた議員によって構成される議決機関であり、本市の重要な意思決定を行うとともに、市長等による事務の執行を監視及びけん制し、市民の意思を政策形成に反映させるものとする。

2 議会は、まちづくりの課題を明らかにし、審議の過程その他議会の活動に関する情報を市民に提供し、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。

## 【解説】

市の重要な意思決定は、市民に選出された議員からなる議会で決定されます。

地方分権の進展に伴い、自治体の自己決定、自己責任の領域が拡大するとともに、市民の地域社会への関心の高まりから、議会及び議員の判断の重要性が一層増しているところです。このため、この条例では、市民自治によるまちづくりの視点から、重要かつ身近な議会の役割と責務を位置付けています。

議会は、選挙で選ばれた議員によって構成され、地域における多様な市民の意見をくみあげ、江別市の重要な意思決定を行う、市長と独立・対等な議決機関です。

地方分権の進展により自治体の裁量の幅が広がる中で、議会は、市の予算や決算をはじめ重要な事項を審議し、行政執行が適正に行われているかどうかを監視し、さらには、市民の意見を反映した政策形成を行うという重要な役割を担っています。

第2項では「市民に開かれた議会運営」として、議会は、市政に関する課題の明確化や、審議の過程、議会活動に関する情報を様々な方法で市民に分かりやすく積極的に情報提供することにより、意思決定の透明性の確保に努めることとしています。

これを踏まえ、本市の議会では、議会の活性化を図り市民の負託に応えられる議会の実現を目的に、議会の最高規範として「江別市議会基本条例」を平成25年3月に制定しました。この条例では、議会と議員の活動原則のほか、市民参加や市民との連携などについて定めています。

### <主な取組事例>

- ・ 議会基本条例の制定
- ・ 議会報告会の開催
- ・ 本会議のインターネット中継の実施
- ・ 市議会だよりや議会ホームページによる情報提供
- ・ 委員会における請願者の陳述機会の確保

### (議員の責務)

第10条 議員は、市民の信託に応え、総合的視点に立ち、公平、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

2 議員は、広く市民の声を聴くことにより市民の意思を把握し、これを政策形成に反映させるよう努めなければならない。

3 議員は、自らの活動及び議会の活動を市民に分かりやすく説明し、情報提供に努めなければならない。

4 議員は、議会における審議及び政策立案活動の充実を図るため、積極的に調査研究に努めなければならない。

## 【解説】

市民の代表として信託を受けた議員は、幅広い視野を持って、公平、公正かつ誠実に職務を遂行することが求められます。そのためには、特定の人の意見だけではな



く、広く市民の意思を把握し政策形成に生かすよう努めるとともに、自らの活動や議会の動きを市民にわかりやすく情報提供するよう努めることとしています。

また、議員には、充実した議会審議や政策立案活動が行われるよう、積極的に調査や研究に努めることを求めています。

<主な取組事例>

- ・ 一般質問における一問一答方式の実施
- ・ 委員会における自由討議の実施
- ・ 議案に対する賛否の公開

## 第4章 市長及び職員

(市長の役割と責務)

第11条 市長は、市民から信託を受けた本市の代表者として、この条例を遵守し、市民自治のまちづくりを推進しなければならない。

2 市長は、公平かつ誠実な行政運営を行わなければならない。

3 市長は、市政に関する情報を市民に分かりやすく説明しなければならない。

4 市長は、補助機関である職員の能力向上を図るとともに、効率的な組織の運営に努めなければならない。

【解説】

市長の役割と責任として、市民からの信託を受けた市の代表者であることを認識し、この条例に従い、市民自治のまちづくりを推進するとともに、公平かつ誠実に行政運営に取り組む義務があること、市政運営にあたっての計画、内容、結果などの情報を市民に明らかにし、分かりやすく説明する責任（説明責任）を果たさなければならないことを定めています。

また、市長には、研修や業務などを通じて職員の知識や技能の向上を図るとともに、効率的な行政運営が行われるよう組織の運営に努めることを求めています。

<主な取組事例>

- ・ 定例記者発表による情報提供
- ・ 人材育成基本方針に基づく職員研修（新規採用職員研修、昇任者研修など）の実施

(職員の役割と責務)

第12条 職員は、この条例を遵守し、市民の視点に立って公正かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上に努めなければならない。

## 【解説】

職員は、職務の遂行にあたってこの条例を遵守するとともに、市民の視点に立ち、公正で効率的な職務遂行にあたらなければならないことを定めています。

また、職員には、市民自治によるまちづくりを進める上で必要とされる能力の向上に努めることを求めています。

### <主な取組事例>

- ・能力開発、能力強化のための自己研修（通信講座、各種セミナーなど）への助成
- ・OJT（職場内研修）の実践

## 第5章 行政運営

### （総合計画）

第13条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

- 2 市は、総合計画を策定するに当たっては、多くの市民意見を反映させるため、必要な情報提供に努めるとともに、市民参加を積極的に進めるものとする。
- 3 市は、総合計画の達成目標を明らかにするとともに、その内容及び進行状況に関する情報を市民に分かりやすく提供するものとする。
- 4 市は、総合計画が社会の変化に対応できるよう検討を加え、必要に応じて見直しを行うものとする。

## 【解説】

総合計画は、将来のまちづくりの基本方向を定め、計画的・効率的な行政運営を行うために策定する重要な計画です。

このため、計画策定の段階から策定作業や内容について様々な方法で市民に情報を提供し、市民参加を広く進める中で多くの市民意見を計画に反映させるとともに、計画の達成目標を明確にし、その内容や進行状況、達成状況などの情報を分かりやすく示すことを定めています。

また、社会情勢や社会環境の変化に柔軟に対応できるよう総合計画の評価や検討を行い、計画が達成されるよう、必要に応じて内容の見直しを行うことを明らかにしています。

### <主な取組事例>

- ・総合計画を策定（第6次総合計画の計画期間：平成26年度から平成35年度まで）
- ・第6次総合計画策定に当たり、えべつ未来市民会議を設置
- ・まちづくり市民アンケート及び行政評価により進行管理し、結果を公表

(財政運営)

第14条 市長は、財政の状況を的確に把握し、予算の編成に当たっては、総合計画及び行政評価の結果を反映させることにより、将来的な財政見通しに立った健全な財政運営に努めなければならない。

2 市長は、財政状況に係る情報並びに予算及び決算に係る情報を市民に分かりやすく公表することにより、財政運営の透明性の確保に努めなければならない。

【解説】

市長は、財政状況を常に的確に把握するとともに、予算の作成にあたっては、総合計画や行政評価の結果などを反映させることによって、将来の財政見通しを見据えた健全な財政運営に努めなければならないことを定めています。

また、市民に対する説明責任として、財政状況や予算、決算に係わる情報を分かりやすく公表し、財政運営の透明性の確保に努めることを求めています。

<主な取組事例>

- ・ 予算編成方針の公表、予算編成に対するパブリックコメントの実施
- ・ 「絵で見る江別市予算案」を市ホームページで公表
- ・ 「財政の現状と課題」の公表（年1回）

(行政評価)

第15条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、行政評価を実施し、その結果を施策等に反映させるとともに、市民に分かりやすく公表するものとする。

2 市長等は、市民、専門家等による外部評価の仕組みを整備するよう努めなければならない。

【解説】

市長及び市長から独立して専門的な立場に立って仕事を行う各執行機関は、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、P D C Aサイクル（計画(P L A N)、実行(D O)、評価(C H E C K)、改善(A C T I O N))による行政評価を実施し、自治体運営の透明性を高め、限られた財源や人材などを効果的に活用するとともに、その過程や結果を分かりやすく市民に公表することを定めています。

本市では、行政評価を実施する上で、事業効果と効率性の一層の向上を図るため、内部評価に加えて、平成22年4月に市民及び専門家などによる外部評価を実施するため、行政評価外部評価委員会を設置しました。

<主な取組事例>

- ・ 施策及び事務事業の評価を実施し、結果を公表
- ・ 行政評価外部評価委員会を設置し、市民の目線による外部評価を実施
- ・ 各附属機関等やパブリックコメントなどを通じた市民からのまちづくりの評価

(政策法務)

第16条 市は、自主的な政策活動を推進するため、必要に応じて条例、規則等の制定及び改廃を行うとともに、法令等の調査研究を重ね、主体的かつ適正な解釈に努めなければならない。

【解説】

地方分権の時代において、自治体では、地域の実情に合ったまちづくりの実施や地域における政策課題の解決のため、条例・規則等の制定や運用などの法務を積極的に活用しながら業務を遂行していく「政策法務」が重要になってきています。

市は、自主的な政策を進める上で、必要に応じて条例・規則等の制定や改廃を行うとともに、法令等の調査研究を行い、社会情勢や時代の変化などに見合った適正な解釈と運用に努めることで、政策的な行政運営を行うことを定めています。

<主な取組事例>

・政策法務基礎研修、法制執務研修の実施

(危機管理・防災)

第17条 市長等は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、情報の収集及び提供並びに必要な対策を実行できる体制の整備に努めなければならない。

2 市長等は、市民の防災意識の向上を図るとともに、災害発生時に備え、市民、事業者及び関係機関との連携及び協力を図るよう努めなければならない。

【解説】

行政運営を行う上で、市民の生命や身体、財産に重大な被害を及ぼすなど、不測の事態に備えることは大変重要なことです。そのために市長及び各執行機関は、風水害や地震などの自然災害、大規模な火災や事故などに備えて、情報の収集や市民への情報提供、必要な対策が実行できる危機管理体制の整備に努めることを定めています。

また、危機管理体制をより実効性のあるものにするために、日頃から市民の防災意識の向上に取り組むほか、災害発生時に備え、市民、事業者、関係機関が連携・協力して、適切な行動がとれるよう準備に努めることを求めています。

一方、市民の側も、防災意識の向上を図り、相互に協力し合えるような備えが大切です。

<主な取組事例>

- ・防災訓練や避難所運営訓練等の実施
- ・災害対応物品の整備
- ・民間企業等との災害時協力協定締結（応急物資の提供など）
- ・避難行動要支援者名簿の作成
- ・災害情報・避難情報等を登録制メール等により発信

(行政手続)

第18条 市長等は、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、処分、行政指導等に関する手続きを定めるものとする。

2 行政手続に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

行政手続は、行政運営の公正を確保し、行政上の意思決定について、その内容や過程を市民に明らかにするため、処分や行政指導、届出に関し、共通する事項をあらかじめ定める手続きです。

市長及び各執行機関は、行政手続に関して必要な事項を定め、市民の権利と利益を保護し、信頼され、透明性の高い行政運営を行うこととしています。

本市では、行政手続に関し必要な事項は、「江別市行政手続条例」等により定めております。

<主な取組事例>

・行政手続条例を制定

(外部監査)

第19条 市は、適正で効率的な行政運営を確保するため、必要に応じて外部の監査人その他第三者による監査を実施することができる。

【解説】

適正で効率的な行政運営を確保するため、市は、監査委員による監査を実施していますが、地方分権の進展にあたり自治体の監査機能の一層の充実・強化を図る上から、住民、議会、市長からの請求や要求に基づき、必要に応じて、専門的な知識を有する外部の監査人や第三者機関などによる外部監査が実施できることを表しています。

(公益通報)

第20条 市長等は、市政の適法かつ公正な運営を確保するために、違法な行為について通報を行った職員等が、通報により不利益を受けないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【解説】

公益通報者の保護については、公益通報者保護法に規定がありますが、ここでは、市として、公益通報に関する体制の整備と通報した人が不利益を受けないよう適切な措置を講ずることについて定め、市政運営の公正の確保と透明性の向上を図っていくことを表しています。

なお、ここでの職員等とは、①地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する職員（臨時的任用職員、非常勤職員を含みます。）及び同条第3項第3号に規定

する特別職の職員、②市の出資する団体の役員又は職員、③市から事務事業を受託し、又は請け負った事業所の役員又は従業員、④市施設の指定管理者の役員又は従業員をいいます。

本市では、公益通報者の保護に関し必要な事項は、「江別市職員等からの公益通報に関する要綱」及び「江別市外部労働者からの公益通報に関する要綱」により定めております。

#### <主な取組事例>

- ・内部通報及び外部通報受付窓口を設置

## 第6章 情報共有の推進

### (情報共有)

第21条 市は、まちづくりに関する情報を市民と共有するため、速やかに、かつ、分かりやすく情報提供するとともに、制度及び体制の充実に努めるものとする。

2 市は、市民からの意見、要望、提案等に対し、速やかに、かつ、誠実に対応するとともに、市民と情報を共有するため、必要に応じてその対応状況を公表するよう努めなければならない。

3 市民は、まちづくりに関する情報を共有するため、これに対する関心を高め、必要な情報の収集に努めるものとする。

### 【解説】

「市民と市との情報の共有」は市民自治を実現するための基本原則の1つであり、市民がまちづくりに参加し、対等な議論を行う上での前提となるものです。

市は、市民との情報共有を進める上から、個人情報保護に配慮しつつ、まちづくりや市政に関する情報を市民に対して速やかに、分かりやすく提供するとともに、そのための制度や体制の整備充実に努めることを定めています。

また、市民から寄せられる様々な意見、要望、提案などに対し、速やかに事実関係を調査・確認し、市政運営に反映させるなど誠実に対応するとともに、情報共有を図る上から、必要に応じて対応の状況を公表するよう努めることを求めています。

一方、市民自治を進める上で、市民自身もまちづくりへの関心を高めていただき、必要な情報の収集に努めることが望まれます。

なお、まちづくりに関する情報の共有は、市民と市との間だけではなく、市民相互が情報の共有に努めることも望まれるところです。

#### <主な取組事例>

- ・江別市公式ホームページによる情報提供
- ・子育てアプリ、ごみ出しガイドアプリによる情報提供

- ・ 広報えべつ、各種パンフレットやリーフレットによる情報提供
- ・ 出前講座による情報提供
- ・ 定例記者発表による情報提供

(情報公開)

第22条 市は、市民の市政に関する情報について知る権利を尊重し、市政に関する情報を公正かつ適正に公開するものとする。

2 情報公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

市は、市民自治の前提となる情報共有を図り市民参加を推進する上から、市民がまちづくりや市政に関する情報を知る権利を尊重し、情報を公正かつ適正に公開することを明らかにしています。

本市では、情報公開に関し必要な事項は、「江別市情報公開条例」等により定めております。

<主な取組事例>

- ・ 情報公開条例を制定
- ・ 審議会等に関する会議の公開

(個人情報の保護)

第23条 市は、個人情報の収集や利用、提供、管理等を適正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する市民に対し適切な措置を講じなければならない。

2 個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

市は、市政運営を行う上で個人のプライバシーに係わる情報を取り扱っていますが、このような個人情報は、取り扱いを誤ると人権侵害や個人の利益の侵害などを招く恐れがあります。このため、こうした個人情報の取り扱いを適正に行うとともに、市民から自分自身に関する個人情報の開示や訂正などの請求があった際には、適切な対処を行うことを明らかにしています。

本市では、個人情報の保護に関し必要な事項は、「江別市個人情報保護条例」等により定めております。

<主な取組事例>

- ・ 個人情報保護条例を制定
- ・ 外部業者による情報セキュリティ監査の実施

## 第7章 市民参加・協働の推進

(市民参加の推進)

第24条 市は、まちづくりへの市民参加を推進するため、制度の充実に努めるものとする。

2 市は、政策の立案、実施及び評価の各段階における市民参加を推進し、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。

3 市は、市民参加において、性別、年齢、障がいの有無、経済状況、宗教、国籍等によって市民が不当に不利益を受けないよう配慮するものとする。

4 市長等は、広く市民の意見を聴き、その意見を反映させるための仕組みづくりに努めなければならない。

5 市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定める。

### 【解説】

まちづくりの主体は市民であり、「自ら考え、行動すること」を市民自治の基本としています。このため、市は、より良いまちづくりを行うために、市民の考えが反映されるよう市民参加を推進するための制度の充実に努めるとともに、政策の企画・立案・意思決定の過程から事業の実施、評価に至る各段階において市民参加を進め、市民の意見が適切に反映されるよう努めることを表しています。

一方、市民参加にあたっては、市は、市民が、性別、年齢、障がいの有無や経済状況、宗教、国籍などによって、不合理な不利益を受けることがないように配慮することとしています。

また、第4項は、第1項と第2項を踏まえた具体的な仕組みづくりであり、市長及び各執行機関は、意見公募制度（パブリックコメント）などをはじめとして、広く市民の意見を聴取し、その意見を計画や政策などに反映していくための仕組みづくりに努めることとしています。

本市では、市民参加の手続について定めた「江別市市民参加条例」を、平成27年10月1日施行しました。

### <主な取組事例>

- ・市民参加条例を制定
- ・附属機関等の設置
- ・パブリックコメントの実施
- ・市民説明会の実施
- ・ワークショップの開催
- ・アンケート調査の実施

(市民協働の推進)

第25条 市民及び市は、協働のまちづくりを推進するための環境づくりに努めな



ればならない。

- 2 市は、市民のまちづくり活動における自主性及び自立性を尊重し、必要な制度の整備を行うものとする。
- 3 市は、市民が協働のまちづくりに参加しないことにより、不当に不利益を受けないうよう配慮するものとする。
- 4 市民協働の推進に関し必要な事項は、別に条例で定める。

#### 【解説】

まちづくりを進めるにあたっては、自助・互助・公助の基本的な考え方のもと、市民と市がお互いに協力・補完し合いながら取り組んでいくことが大切です。そのためには、市民と市の双方が、協働のまちづくりを進めるための環境づくりに努めなければならないことを表しています。

また、市は市民のまちづくり活動に対する自主性や自立性を尊重し、必要とされる支援をはじめ、制度の整備を行うこととしています。

なお、市民協働は、市民が自発的に行うものですが、様々な事情により、まちづくりに参加できない場合もあります。このため、参加しないことによって不合理な不利益を受けることがないよう配慮が必要です。

市民協働の推進に関し必要な事項は、今後、別に条例で定めます。

#### <主な取組事例>

- ・自治会活動や市民活動への支援
- ・江別市と自治会、NPOなどの市民活動団体、企業、大学などとの協働事業  
(例)・自治会の活動(清掃や防犯、防災、地域交流など)
  - ・市民活動団体による小学校でのごみ減量体験講座「買い物ゲーム」
  - ・主任児童委員等が生後4か月までの赤ちゃんがいる家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」と、併せて絵本を贈る「親と子の絵本事業」
  - ・民間企業等との災害時協力協定締結(応急物資の提供など)
  - ・大学の教員や学生によるまちづくりに関する調査研究・地域活動を支援する「大学連携調査研究助成事業・学生地域活動支援事業」
  - ・市内大学の学生が地域で活動し、就業や定着につなげることを目的とした「学生地域定着自治体連携事業」

## 第8章 住民投票

(住民投票)

第26条 市は、市政に関する重要事項について、直接、住民(市内に住所を有する者(法人を除く。))をいう。)の意思を確認するため、住民投票を行うことができる。

- 2 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

3 住民投票を実施しようとするときは、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする。

【解説】

地方自治制度は、間接民主制（議会制民主主義）を原則としていますが、市民生活に重大な影響を及ぼす市政運営上の重要な事項を直接市民に問う必要が生じた場合には、これを補完する制度として住民投票を行うことができることを定めています。

住民投票の結果について、議会及び市は、それを尊重することとしています。

この条例では、住民投票を行うにあたっての必要な手続きや投票資格などは、その都度、条例で定める\*こととしています。これは、住民投票の要件を、対象となる事案ごとに設定することによって、市民の意思をより適正に反映することができるようにするためです。

なお、住民投票の有権者は、江別市に住民登録をしている人を対象としています。

※参考

住民から住民投票に関する条例の制定を求めるには、地方自治法に基づく直接請求などの方法が想定されます。

なお、地方自治法に基づく直接請求権は、以下のとおりです。

直接請求権の種類

種 類	条例の制定・改廃の請求 (地方自治法第74条)	監査の請求 (同法第75条)	議会の解散請求 (同法第76条)	議員・首長の解職請求 (同法第80条、第81条)
必要な署名数	有権者総数の50分の1以上	有権者総数の50分の1以上	有権者総数の3分の1以上	有権者総数の3分の1以上
請求先	地方公共団体の首長（市長）	監査委員	選挙管理委員会	選挙管理委員会
対 応	議会を招集し、議会での審議結果を公表	監査を実施し、監査結果を報告、公表	住民投票を実施し、過半数の同意があれば解散	住民投票を実施し、過半数の同意があれば解職

## 第9章 他の自治体等との連携及び協力

(他の自治体等との連携及び協力)

第27条 市は、共通するまちづくりの課題を解決するため、広く他の自治体及び関

係機関と相互に連携し、協力するよう努めるものとする。

- 2 市は、政策を実施するため必要があるときは、北海道及び国と連携を図りながら協力するとともに、北海道及び国に対して適切な措置を講ずるよう提案するものとする。

**【解説】**

市は、各自治体に共通する課題や、市を形成する区域を超えた広い範囲で対処すべき課題を解決するため、周辺自治体や関係機関をはじめ、広く他の自治体と相互連携や協力に努めることを定めています。

また、江別市単独での対応が難しい課題解決など、政策を実施する上で必要がある場合は、地方分権の精神に基づく対等な立場で、北海道や国と連携を図るとともに、北海道や国に対し適切な措置を講ずるよう提案していくこととしています。

**<主な取組事例>**

- ・札幌広域圏組合による事業連携
- ・札幌市厚別区、北広島市との近隣市交流事業（ファミリー森林浴ウォーキングなど）
- ・北海道、札幌市等と連携して、北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区の計画を推進（食品の安全性・有用性の分析評価と研究開発）
- ・札幌市水道局と水道事業の連携強化を目的とした基本協定を締結

## 第10章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価

（市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価）

第28条 市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかについて評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備するよう努めなければならない。

- 2 市は、前項の規定による評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。

**【解説】**

この条例が制定された後は、市民自治によるまちづくりに関する施策や制度が、この条例の趣旨に沿って実施されることが重要です。

このため、この条例に基づくこうした取り組みや運用状況の評価し、必要に応じて施策や制度の見直しを行っていくための仕組みづくりに努めることを定めています。

また、評価にあたっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めることとしています。

<主な取組事例>

- ・自治基本条例検討委員会の設置
- ・行政評価外部評価委員会を設置し、市民の目線による外部評価を実施
- ・各附属機関等やパブリックコメントなどを通じた市民からのまちづくりの評価

## 第 1 1 章 条例の見直し

(条例の見直し)

第 2 9 条 市は、この条例の施行の日から起算して 4 年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討し、その結果に基づいて見直しを行うものとする。

**【解説】**

まちづくりの最高法規として、市民に関心を持ち続けていただくとともに、時代の要請や社会情勢の変化に対応するために、この条例の施行後 4 年を超えない期間ごとにこの条例が所期の目的を達成しているかどうかを検討し、必要な場合は、この条例の見直しを行うことを定めています。

なお、見直しの期間については、自治の基本となる条例であることから一定程度継続した期間が必要である一方で、市長や議員の任期中に 1 度は見直しができる機会を設ける上から、4 年を超えない期間としています。

<主な取組事例>

- ・自治基本条例検討委員会において検証

## 附則

附則 この条例は、公布の日から施行する。

**【解説】**

この条例は、議会の議決を経て公布された日から施行します。

江別市自治基本条例は、平成 2 1 年 6 月 1 0 日の市議会本会議で可決され、平成 2 1 年 7 月 1 日に公布・施行されました。

江別市自治基本条例のこれまでの取り組み		
市民懇話会	平成17年6月	江別市自治基本条例(仮称)市民懇話会設置 ＜公募市民など、市民主体により検討を開始＞
	平成18年8月	「江別市自治基本条例(仮称)のあり方に関する中間報告書」を市長に提出
	平成18年9月	市民との意見交換会を開催
	平成18年10月	中間報告に対する市民意見の募集(パブリックコメント)を実施
	平成19年3月	「江別市自治基本条例(仮称)のあり方に関する提言(最終報告書)」を市長に提出
制定審査委員会	平成19年11月	江別市自治基本条例(仮称)制定審査委員会を設置 ＜懇話会の提言を踏まえた市の条例原案を、有識者が専門的見地から検討＞
	平成20年3月	自治基本条例講演会開催
	平成20年8月	「江別市自治基本条例(仮称)制定審査委員会中間報告書」を市長に提出
	平成20年9月	制定審査委員会中間報告に対する市民意見の募集(パブリックコメント)を実施
	平成20年12月	「江別市自治基本条例(仮称)制定審査委員会による最終報告書」を市長に提出
市議会	平成21年3月	江別市自治基本条例案を市議会に提案 ＜自治基本条例特別委員会で審議＞
	平成21年6月10日	市議会本会議で江別市自治基本条例可決
<b>平成21年7月1日</b>		<b>江別市自治基本条例施行</b>
検討委員会 第1回	平成24年8月	自治基本条例検討委員会設置
	平成25年3月	「江別市自治基本条例検討委員会提言書」を市長に提出
検討委員会 第2回	平成28年7月	自治基本条例検討委員会設置
	平成29年3月	「江別市自治基本条例検討委員会提言書」を市長に提出

<p>江別市自治基本条例 条文と解説  平成21年7月作成  平成28年4月改訂  平成30年3月改訂  江別市生活環境部市民生活課市民協働担当  江別市自治基本条例のホームページ : <a href="http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/soshiki/shiminseikatsu/2737.html">http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/soshiki/shiminseikatsu/2737.html</a></p>		
--	--	--